

男女の区別を認めない思想はどこから来たのか

八木秀次 氏 高崎経済大学地域政策学部助教授 / 慶應義塾大学総合政策学部講師 / フジテレビジョン番組審議委員

男女共同参画社会基本法の根底には、いわゆるジェンダーフリーの思想があり、それがさまざまな問題を引き起こしているとされる。そう指摘する高崎経済大学地域政策学部助教授・八木秀次氏にお話をうかがった。

聞き手 株式会社東京リーガルマインド代表取締役 反町勝夫



男女共同参画社会基本法は抜本的な見直しが必要
科学的、生物学的にも認められる性差、男女の区別を認めないという現実と乖離した男女共同参画の政策、仕組みは見直すべき。



西尾幹二・八木秀次著『新・国民の油断「ジェンダーフリー」と「過激な性教育」が日本を亡ぼす』(PHP研究所・2005年)
八木秀次著『国民の思想』(産経新聞社・2005年)

男女を区別しない考え方

反町 男女共同参画社会基本法(以下、基本法 / 4頁・資料2参照)制定の経緯と問題点についてうかがってまいりた

と思います。

八木 私はこの法律の根底に、男女の関係を支配、被支配の構図でとらえるフェミニスト独特の、いわゆるジェンダーフリー、すなわち男女の性差を区別すること自体を差別と見なすという思想があると考えています。例えば基本法の第4条に「社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を疎外する要因となる

おそれがあることにかんがみ」云々という文言があります。悪文の典型ですが、いわんとするところは、社会の制度や慣行がジェンダーフリーの立場から見ると問題と見なされれば、是正させる、ということです。現にこの法律ができてから、全国でおかしな運動が繰り広げられるようになりました。特に教育現場では、正常であるとは思えない状況が繰り広げられています。男女混合で徒競走や騎馬戦をしてみたり、高校の男女の生徒を同じ部屋で着替えさせたり。中には、夏の高原教室で小学校5年生を同じ部屋やテントに泊めたケースもあります(5頁・資料5参照)。一応、男子の列と女子の列を分け、申し訳程度に間に低い仕切りをつくったりしていたようです。私などはそこ



まで配慮するなら、どうして別々の部屋に泊めないのか、と思うのですが、男女を区別してはいけない、と言われた教師は、思い込みからそのようなおかしなことをしてしまふ。意識を改革するための思想統制のようなことも行われています。例えば文部科学省が財団法人日本女子社会教育会(現在は「財団法人日本女性学習財団」と改称)に委嘱して作成させた子育て支援のパンフレット『新子育て支援 未来を育てる基本のき』は、「無意識のうちに、子どもたちに『女らしさ』や『男らしさ』を押し付けるような子育てをしていませんか」としながら、女の子だったら「優しい愛らしい名前」、男の子だったら「スケールの大きい、強そうな名前」を付けてはいけないと具体的な名前の例まで挙げている。私的な領域にまで権力が介入しようとしていて、全くもって大きなお世話です。また、女の子は「赤いランドセル」や「暖色系」の服装、「お人形」、男の子には「黒いランドセル」や「寒色系の服装」、「ミニカー」や「サッカーボール」などのプレゼントなどと列挙したあげく、「ひな祭りのお雛様」や節句祝いの「鯉のぼりと武者人形」まで挙げられています。

反町 伝統文化や慣習にまで踏み込んでいるのですね。

八木 三重県教育委員会が作成した小学校5年生の道徳の時間に使う『ハーモニー』という名の副読本があります。そこには「男らしく、女らしくと言われたことはありませんか? かずみさん、ひかるさんと考えてみましょう」と、名前からイラストからも性別が分からない二人の人物が登場するのですが、最後まで読んでも二人の性別は明かされない。チェック表もついていて、「あなたのこだわり度

は?」として、「男の子は泣いてはいけないと思う」、「重いものは男の子が持つたほうがよいと思う」といった項目に「はい」「いいえ」で答えさせる。もちろん「はい」と答えれば、あなたは男らしさ、女らしさにこだわっていると断罪されることになります。子供たちに対して、このような考えを植え付ける教育が行われているのです。

反町 基本法の成立を受け、この法律に沿うようなかたちで、全国で男女共同参画社会関連の条例がつけられているようですね。

八木 既に千葉県を除くすべての都道府県と政令指定都市で制定されています。千葉県は、日本一の男女共同参画条例をつくる、という触れ込みで検討が進められましたが、上がってきた条例案を見て、自民党県連がさすがに「待ってほしい」ということになりました。例えば県内の事業者に対して、男女共同参画の推進状況に関する報告義務を課した上で「公契約を請け負う事業者で男女共同参画に熱心な事業者に優遇措置をとる」とした。要するに「自分たちの思想に合わないところには経済制裁をかける」という脅しです。しかし、現実として建設業界などは男の世界です。従業員の男女比について言われても、すぐには対応できませんし、そもそも性別による適性というものもあるはずで、何をしたいか、何を得意とするか、男女でその傾向には違いがあるはずで「何もかも一律同じように」と言い出せば、混乱は避けられない。女性の社会参画などで、数値目標を設け、女性の比率を何割以上とすることがよく行われていますが、そうなれば、能力が後回しになったり、形式的なものになりかねません。さまざまな分野に

自然なかたちで女性が増えていくというのであれば時代の趨勢として分かれますが、権力をもって無理やりに実現しようとするれば、いろいろな歪みが出てくるはずです。

反町 国がつくったのは基本法です。基本法には、罰則などの規定はありません。後ほどこれを具体化する法律なり条例なりが制定され、これに強制力を付けるという性質の法律ですが、これに問題が生じているということですね。

八木 条例によって各地で苦情処理委員会、苦情処理機関が設けられていますが、これが問題です。行政や教育のあり方、ときには市民の一般生活についてまで、けしからんと思うものを告発し、「勧告」という名の是正命令を出せるという機関です。現に自治体の広報活動にクレームを付けるといった活動を既に展開しています。例えば鳥取県では半官半民の組織が「育てよう、明るく元気な中学生を」という青少年健全育成のために作成したリーフレットの中に「言うべきときには、自信を持ってびしっと子どもに言えるお父さんに」、「できあいのものより、お母さんの手づくりを」と呼びかける表現がありましたが、それを「父と母、つまり男女の役割を固定した表現であり、県の条例に反する表現である」として指弾して、つくり直させています。より広く知られた例としては、埼玉県における県立高校の一律共学化の問題があります(5頁・資料5参照)。同県で名門とされる県立高校は別学が多いのですが、それを、たった3人で構成する県の男女共同参画苦情処理委員会が「すべて共学にせよ」と言い出しました。共学校があり、別学校があり、多様な選択肢から選ぶ、私などはそれが成熟した社会



のあり方ではないかと思いますが、委員会の面々はそれが容認できないらしく、一律に共学化せよとした。それには県民が反発して、27万人もの反対署名を集めて何とか押しとどめましたが、同様の問題は他県でも発生しています。宮城県でも、県の施策として一律共学化の話が出ており、それに対して在學生や保護者、OBの反対運動が現在起きています。

憲法との関係

反町 日本国憲法第14条(5頁・資料6参照)が謳う法の下の平等は形式的な平等ではありません。実質的平等を定めています。つまり、男と女が生物学的に持つDNA・遺伝子による性や性差は人間の本質的差異です。これに基づく差別は合理的根拠のある差別です。このような差別をしても憲法違反ではありません。



せん。これを憲法は実質的平等と言っています。人間の本性からの個性が違う一人ひとりを区別することなく扱え、などと憲法がいうわけがありません。正しい憲法の解釈から見ると、基本法は、かなり逸脱した文言があるように思われます。**八木** 平等に関する憲法の解釈は「合理的な差別は許容する」というものですが、この基本法の考え方にあるのは「男女を区別すること自体を差別と見なす」というものであり、憲法の本質から逸脱している疑いがあります。伝統的な男女に関する考え方は、男女には身体上の差異のほか、精神面にも違いがある、というものであり、確かにその性差が過度に強調されていた時代もあるでしょう。今日のように、女性の社会進出が進み、従来、主に男が担っていた役割に女性が参画したり、女性が担っていた仕事を男性がするようになったりすることについては、私も時代の自然な流れだと思っ

ています。しかし、今出ている男女共同参画やジェンダーフリーという考え方は、そのようなものではないのです。おぼろげながら男の役割、女の役割というものがあ、そこに相互乗り入れをしよう、というような話ではなく、そもそも男らしさ、女らしさというのは社会的、文化的につくられるものであり、男女には生物としての本質的な差はほとんどない、とする。「確かに肉体的な差として女だけが子どもを産めるとい違いはあるが、精神的には違いはないのだから、男女に固定的な役割

分担を求めるのは誤りである。男女ともにジェンダーから解放されなければならない。男と女は一切区別すべきではない」というものです。現に、そのような教育や施策が進められているのです。ところが私がそう指摘すると、推進派は「そこまで極端なことは言っていない」と否定して、私の言動を「バックラッシュ」と言って攻撃する。彼らに公開討論を申し込んでも無視するだけです。私が指摘するような事例は本来、男女共同参画社会が目指すものではない、ということであれば、それらを是正して欲しい。そうであれば、私もここまで批判を展開しません。しかし、そのような措置は行わず、野放しにして、私が具体的な事例を指摘すると、そのような例はどこにあるのかと、隠そうとする。しかし、現場で目撃した人もたくさんいますし、自治体が作成したパンフレットなど印刷されたもの、書かれたものもたくさんあります。私はそれらを一つひとつ例を挙げて指摘しているだけです。背後に、男女の区別を認めない社会を密かにつくっていかうとする強固な意思が存在すると判断せざるを得ません。

反町 国会でも「ジェンダーフリー」という言葉が取り上げられました。

八木 男女を区別しないという奇妙な教育や施策を無理に進めようとした結果、社会がそれを拒否し始めた。そこで推進派は戦術を転換したのか、「ジェンダーフリー」という言葉は使わないようにしましょう、と言葉隠しを行うようになりました。代わりに「ジェンダーに敏感な視点で」といった言い換えをしたり、「G-free」という言葉を新たにつくっています。また、男女の特性を否定するという意味で「男女平等」という言葉を用いて「男女

平等を否定するのか」と極端なレッテル張りをして反対派を押し込めようとしています。「ジェンダーフリー」という言葉が公式に否定されたのは一歩前進ですが、そのような言い換えから判断する限り、基底にある思想を何ら変える気がないのは明らかです。

反町 基本法がつけられるに至った立法過程に問題があったのでしょうか。

八木 小渕政権時代の国会で全会一致で成立したのですが、残念ながら、その時点では、この法律が持つ本当の性格が理解されていなかった。議員たちは「男女共同参画」という語感から「良いことだ」と善意の誤解をしたのでしょうか。しかし、その概念は正確に理解されず、基本法の前文にある「性別にかかわらず」という文言が持つ重要な意味を知る人もごく少数でした。この基本法の法案起草で重要な役割を果たしたことを自らも認める、あるフェミニストの学者は、これを「ジェンダーからの解放(ジェンダーフリー)」と位置付け、その解説をある書物で展開しています。別のところでは、文化や社会が作り出した男らしさや女らしさという通念は人工的に作り出されたものであるから、人の意識的な営みによって崩せる。そのようなことも述べられている。それらの発言を追えば、立法者の意思として、基本法がジェンダーフリーを目指すものとしてつくられたものであることに疑う余地がありません。

国連から下りてきた考え

反町 基本法の立法プロセスに生物学などの科学的な知見は反映されなかったのでしょうか。

八木 審議の過程に生物学者は一人

も入っていないことから、この法律の偏りが分かります。ご指摘のように、ことは自然科学の領域にかかわる問題です。現在、多くの生物学者は「男らしさ、女らしさ」という意識は、男女の生物としての違いに起因するところもある。男女には身体に限らず、脳の構造にも違いがある。機能にも意識にも差異がある」とそうとらえています。しかしながら、基本法はこのような科学的な見解を否定している。立法に至る一連の議論では、生物学的な性差を前提として、男女が協調してよりよい社

会をつくる、というごくまっとうと思える方向性も提示されたのですが、議論に参加した件のフェミニストがよほど巧妙にリードしたらしく「男女は生物として違う」という科学的合意のない、無理な考え方が受け入れられた。そのジェンダーフリーの思想はどこから来たものなのかといえば、淵源を辿ると、アメリカで一時注目された、ある考え方に突き当たります。現在では否定されている性科学者ジョン・マネーの学説です。マネーは半陰陽の患者の研究から、「新生児は、性心理が白紙の状態生まれ、男として育てれば男になり、女として育てれば女になる」と主張して、その証拠として生後まもなくペニスを失った双子の男児の一人を女の子として育てたところ、見事に女の子として意識形成された、という例を示します。それが男女の精神に生来的な差はない、とするフェミニストたちの主張の決定的な論拠とされ、マネーは権



威として祭り上げられ、もてはやされることとなります。しかし実はその実験は無残な失敗に終わっており、マネーがその事実を隠蔽していたことがやがて発覚するのです。つまり、わが国の基本法は、既に破綻した、一時代前の誤った考え方に基づいたものと言えます。その本質が国会で問われることもなく基本法が成立してしまっただけで、それに続いて基本計画が策定され、さらに全国各地で同様の条例が次々につくられた。その結果、さまざまな混乱が生じているのが現状です。

反町 ジョン・マネーの学説は、その後他の学者により批判され、破綻したそうですが。

八木 アメリカではミルトン・ダイヤモンドという学者が1997年に完全論破し、現在はマネーを支持する学者はほとんどいません。しかるにわが国で基本法が制定されたのはそれから2年後の1999年のことです。わが国では教育や施策のかたちで思想が具体化されることによ



て初めて一般国民がそのおかしさに気付き始めました。基本法の根底に存在する考え方に社会一般の良識が拒否反応を示している。その摩擦が男女共同参画をめぐるもろもろの出来事です。

反町 アメリカでは、共和党のブッシュ大統領は、家庭という伝統的な価値観を重んじる姿勢を示しています。

八木 アメリカで1970年代の半ばから十年ほどフェミニズム論争が繰り広げられました。その結果、アメリカの左派、フェミニズム勢力は敗れたのですが、論争に敗れた彼らが駆け込んだのが国連だった。そして1979年に女子差別撤廃条約をつくらせました(2頁・資料1参照)。条約の第2条に「男女を区別することを差別と理解する」という趣旨の文言があります。それを受け、国連から下りてきたのが現在のジェンダーフリーなのです。

反町 アメリカは国連から、ケースによっては一定の距離をとっているようですが、日本は国連神話がありますから、国連の決定を無批判に受け入れるようなところがありますね。

八木 アメリカ連邦政府は、国連にはそのような勢力が巣くっているという構図を熟知しており、またこの条約の性格も知っていますから、条約自体を批准していません。もちろん男女平等は認めますが、男女の区別まで差別と見なす、といった極端な思想を含む条約を拒絶しているのです。しかるに日本政府は、1985年にそれを知ってか知らずか批准してしまふ。それが1985年の男女雇用機会均等法の制定につながります。その時点ではまだ雇用における男女平等という理解でしたが、この条約には仕掛けがあり、今日の基本法に至る筋道が埋め込まれていたということなのです。つまり、

この問題は単に自治体のおかしな条例が起こしている珍事と見るのではなく、そのような世界的な動きの中でとらえるべきなのです。

日本の中高生の意識

反町 そうしますと日本の基本法は、抜本的な見直しが必要ということになるのでしょうか。

八木 もし公が権力をもって一般国民の意識にまで踏み込む施策を講じようとするのであれば、それは、よほど社会的、科学的に合意形成がなされたことでなければならぬはずですが、しかし、この基本法はそうっていない。最初からボタンのかけ違いがあるのですから、個々の条文を微調整したところで限界があるでしょう。国民が見ている前で、もう一度、この基本法の根底にある考え方について審議し直すべきです。そのときには自然科学の領域の最新の成果も踏まえ、科学的にも合意のできる男女平等のあり方を求めていただきたい。おそらく、それは男女がそれぞれの違いを理解して、尊敬し、協力し合い、共に暮らしていける社会を目指す、というものになるはずですが、しかし、現行の基本法はそうになっていません。論じるまでもなく、わが国は自由社会ですから、個人ならいかなる思想信条を持つことも許されるべきですが、ごく少数の人間しか納得できない特殊な考え方を、そうは思っていない大多数の人たちに強請する。しかも権力を用いて、押し付ける。そこが基本法や条例の最大の問題点だと思います。

反町 市民社会のあり方に福利をもたらすべき基本法として、有害であると。

八木 公が個々の市民に「意識を変え

る」と指導する。場合によっては強制力まで使ってくる。思想信条の自由という点で、憲法との関係においても極めて重大な問題を含むものです。表現の自由も大幅に制約される可能性がある。今のところ一応、公的な広報の表現の是非などの動きにとどまっていますが、いずれは一般市民社会における表現に対する規制に発展しかねない。条例の中には、苦情処理委員会の判断に対して苦情を申し立てることができない、という規定を含むものまで存在するのです。また今、国会への上程が持ち上がっている人権擁護法案にそれを強化する性格があることを考え合わせれば、私などはある種の思想統制社会の樹立に向けた動きにつながっていくのではないかと懸念をもちます。

反町 男女共同参画社会を推進する中央政府の機関として、「男女共同参画会議」が内閣府に設置されていることが極めて重要です。

八木 この機関が大変な権限を付与されているのです。経済財政諮問会議にしても専門の局を持ちませんが、ここは男女共同参画局という独自の局を持ち、すべての省庁を完全に串刺しにし、命令に従わせることができるかたちになっています。その参画局を操っているのが男女共同参画会議であり、その中にいくつかの専門部会がありますが、そのメンバーを見れば、自民党政権下でこういう人が審議会のメンバーに入っているのか、と驚きを禁じ得ない人々が入り込んでいるのです。もちろん財政面の問題も大きい。男女共同参画推進関係予算は、政府関係だけで10兆円もあります。それだけの金額が、一般の納税者にとってはとても受け入れ難いような施策や啓蒙

人権擁護法案：人が生まれながらにして持っている権利としての人権を護るため、人権侵害に関する相談に乗ったり、加害者に人権侵害をやめさせたり、あるいは被害者の回復を得られるよう人権侵害の被害者を援助する仕組みとしての人権救済手続を整備すること、その担い手として独立行政委員会としての人権委員会を中心とする人権擁護のための組織体制を整備することを目的とする法案。人権侵害の定義があいまいであることや、一部の団体の関与が懸念されるなど、法案の中身について根本的な疑義が寄せられている。

のために費やされている。私も、私的なサークルの中で自分たちのお金で彼らがそのようなことをしている分には文句を言いませんが、税金を使い、そうは思っていない一般の人たちに考えや行動を押し付け、それによってさまざまな混乱が引き起こされているとなれば、看過できません。特に私が憂慮するのが教育の現場です。まともな判断力を持つ成人の大多数であれば、男は男らしくあってよい。女は女らしくあってよい、と思っているとしても、幼い頃から、それを否定するよ



うな思想を延々と叩き込まれたら、その精神にいかなる影響が及ぶのでしょうか。次の世代のことが危惧されます。既にその兆候として、日本の子どもたちの間に、特異な意識が広がっていることを示す調査結果があります。2004年2月17日付けの「読売新聞」が朝刊一面で報じたことですが、日本青少年研究所と一ツ橋文芸教育振興会という二つの財団法人が、日本、アメリカ、中国、韓国4カ国の高校生約1,000人の意識調査を行ったところ、「女は女らしくすべき」という設問に対して、肯定的に答えた割合は、米国が58%、中国が72%、韓国48%でしたが、日本は28%と極端に少なく、同様に「男は男らしく」という設問も米国が64%、中国81%、韓国54%に対して、日本は43%でしかありませんでした。また、結婚前は純潔を守るべきだという答えも、日本だけ極端に少ないのです。同紙は、これを男女共同参画の推進の影響と分析していますが、その国際比較からも、日本

においてかなり特殊な教育がなされ、しかも一定の「成果」を上げつつあると見ることができます。ジェンダーフリーを推進しようとする勢力は次の世代にねらいを定めたということかもしれません。今は一般の成人に理解されない少数者でも、次の世代には多数者になれるかもしれない、そのようなことをもくろみ、大人から見れば、過激な性教育を含め非常識なことを教育の場で実践しているのではないかと。しかし、やがてそれが「常識」にされるとき、家庭も、それを基盤とする社会も国家も大変な危機に直面するでしょう。

反町 家庭の崩壊であるとか、少子化を促進する可能性もあるということでしょうか。

八木 自分が男か女がよく分からない、そのような者同士で、果たして結婚し、家庭をつくり、次の世代を残そうということになるでしょうか。家庭とは何か。フェミニストの中には女性を抑圧し、搾取する装置と見なして、解体したがっている

人たちがいますが、家庭生活の形態は、何も特定の権力者が勝手につくったものではありません。長い歴史の中で私たちの祖先が、試行錯誤をしながら、男女がよりよい形態として探り当ててきた結果です。それが今、誤った知識をもとに、主観的な発想によって否定されている。しかも価値観をひっくり返そうとする勢力が現実の権力を握っている。とても座視できる状況ではありません。

高崎経済大学地域政策学部助教授 / 慶應義塾大学総合政策学部講師 / フジテレビジョン番組審議委員

八木 秀次(やぎ ひでつぐ)

1962年広島県生まれ。早稲田大学法学部卒業。同大学院政治学研究所博士課程中退。高崎経済大学助教授(現職)、慶應義塾大学総合政策学部講師(現職)。平成14年第2回正論新風賞受賞。主な著書に、『夫婦別姓大論破!』(洋泉社・1996)、『論戦布告』(徳間書店・1999)、『誰が教育を減ぼしたか』(PHP研究所・2001)、『反「人権」宣言』(ちくま新書・2001)、『明治憲法の思想』(PHP新書・2002)、『日本国憲法とは何か』(PHP新書・2003)、『新・国民の油断』(共著/PHP研究所・2005)、『国民の思想』(扶桑社・2005)などがある。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com

